

岡山県よろず支援拠点 成長志向企業伴走型支援事業 募集要項

1 事業趣旨

中小企業を取り巻く環境が大きく変化する中で、経営の方向性を見極めることが徐々に難しくなっています。こうした不確実性の高い時代において、生産性向上、事業継続、販路拡大等を実現していくためには、経営力を高めることが必要です。

本事業においては、この経営力向上のため、課題設定から課題解決の取組までの伴走支援を行います。伴走支援に当たっては、本事業終了後も継続して事業者が成長するため、組織全体の経営力の底上げにつながる課題解決の取組を目指します。

2 支援内容

経営者が認識している課題について、公益財団法人岡山県産業振興財団（以下、「財団」という）が第三者的視点で整理を行った上で、専門家等から構成される、課題解決のための伴走支援チームを構築し、支援事業者内での課題の明確化や共有および課題解決のための取組を支援することで、事業者の経営力の向上につなげます。

3 支援対象者

本事業の対象者は、次の要件①～③を全て満たすことが必要です。

① 岡山県内に事業所等を有する中小企業者（中小企業等経営強化法第2条第1項）または特定事業者の一部（同法第2条第5項第1～4号）であること。

ア 中小企業者

資本金または従業員数が下記の表の数字以下となる会社または個人であること。

業種	資本金	従業員数
製造業、建設業、運輸業、旅行業	3億円	300人
卸売業	1億円	100人
サービス業 (ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く)	5,000万円	10人
小売業	5,000万円	50人
ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円	900人
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円	300人
旅館業	5,000万円	200人
その他の業種（上記以外）	3億円	300人

イ 特定事業者

資本金または従業員数が下記の表の数字以下となる会社または個人のうち、資本金の額または出資の総額が10億円未満であること。

業種	従業員数
製造業、建設業、運輸業	500人
卸売業	400人
サービス業又は小売業 (ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く)	300人
その他の業種(上記以外)	500人

② 社内において経営者を含む3名以上からなる成長志向チームを組織することができ、会議室の借用等、当該成長志向チームが伴走支援を行う上で必要な要求に対応できること。

③現状維持やコロナ禍前の状態への改善ではなく、新規事業への取組等を通じて、高付加価値化による成長を図るビジョンを有すること。

4 費用負担

本事業の実施のために要する伴走支援チーム内の専門家等に関する経費（謝金および旅費等）について、財団が依頼する範囲内においては、財団が支給することとし、原則として事業者の負担は不要です。

課題解決の取組に必要なその他の経費については事業者側の負担となります。

5 申請方法

(1) 提出書類

下記の書類を公募期間内に財団に郵送または持参してください。

①申請書（様式第1）

②決算書（直近2期分）

（法人の場合）

決算書（貸借対照表・損益計算書・販売費及び一般管理費内訳書・製造原価報告書又は完成工事原価報告書・株主資本等変動計算書・個別注記表・付属明細）、償却資産台帳、法人事業概況説明書

（個人事業主の場合）

所得税の確定申告書一式

③その他参考となる書類（会社のパンフレット、事業計画書等）

(2) 提出先

〒701-1221 岡山市北区芳賀 5301 (テクノサポート岡山 1F)

(公財)岡山県産業振興財団 経営支援部 よろず支援拠点 担当：若林

T E L : 086-286-9667 F A X : 086-286-9627

Email : info@yorozu-okayama.go.jp

(3) 公募期間

令和4年5月11日(水)～令和4年5月19日(木) 17時必着

6 支援先事業者選定方法

(1) 書面審査

公募期間中に申請があった事業者について、財団が書面審査を行います。

(2) プレゼン審査

書面審査で選考された事業者について、選定委員会において事業者がプレゼンを実施する面談形式で審査を行い、支援先事業者を選定します。

(3) 審査項目

審査は下記の観点から行います。

- ①自社の経営ビジョンや目標が明確であり、現状分析等を通じて問題の認識や目標の達成に向けて必要な課題の認識がなされている。
- ②事業の内容について、申請者が目指す目標の実現可能性と支援を通じた成長性への寄与が見込まれる。
- ③事業者において支援を受ける際だけでなく、支援終了後においても継続的に事業の成長を推進する組織体制が備わっていること。
- ④直近の財務状況から、事業が適切に遂行できると期待されること。

7 その他の留意事項

(1) 事業者の義務

支援先事業者は下記の義務に対して責任をもって対応していただく必要があります。

- ①当事業が円滑かつ効果的に実施できるよう、伴走支援チームからの依頼に対して、協力精神をもって実施すること。
- ②事業終了後は「成果報告書(様式4)」を財団に提出すること。

(2) 支援成果の公表

本事業を通じて行った支援の内容について、他の事業者や支援機関等に対する伴走支援の意義の普及啓発のため、成果報告会等を通じて広く公表させていただく場合がありますのであらかじめご了承ください。

8 スケジュール (予定)

公募開始	・・・令和4年5月11日(水)
公募締切	・・・令和4年5月19日(木) 17時必着
書面審査結果通知	・・・令和4年5月20日(金)
プレゼン審査	・・・令和4年5月26日(木)
支援先事業者決定通知	・・・令和4年5月27日(金)
伴走支援開始	・・・令和4年6月以降
伴走支援終了	・・・令和5年2月下旬

※上記スケジュールは目安であり、課題の内容等によっては支援期間が異なります。

※伴走支援期間中における、伴走支援チームの派遣回数(打ち合わせを含む)は専門家一人当たり6回程度を想定しています。